

福知山市短期集中介入サービスC（通所型サービス）事業委託業務仕様書

1 目的

通所型サービスCは、心身機能・生活機能が低下している高齢者に対して、期限を明確にした上で、専門職が機能低下の状態に応じて、運動プログラムを提案し実施することで、高齢者の心身機能・生活機能を改善・向上させることを目的としている。また、高齢者のセルフケア能力を高める働きかけを行い、事業終了後も、継続して介護予防に取り組めることを目指している。

2 委託業務実施期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の概要等

(1) 利用者について

「通所型サービスC」は、当市に住所を有し、介護保険法に基づく要支援1及び要支援2の認定者又は基本チェックリスト該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき、必要と認められた者（以下「利用者」という。）

(2) 実施場所

高齢者にとっての送迎負担を考慮し、実施会場を旧市域、旧3町の各1箇所（計4箇所）に会場を設ける。ただし、事業対象者の人数によっては、一部エリアを変更して実施する場合がある。

旧3町地域の実施会場について、市が提供する会場にて実施すること。

(3) 提供期間

基本として週1回、3か月間継続して行い、12回（1クール）実施すること。但し、継続利用が必要と認められる場合は12回の延長を行うこと。なお、サービス開始は、受託事業所の実施会場ごとに受入体制を考慮しつつ随時の開始とする。

1回のサービス提供時間は、健康チェック等を含めて2時間程度とする。但し、送迎時間は含まない。

(4) 業務内容

福知山市を「発注者」とし、受託事業者を「受注者」として以下の業務を行うものとする。

① 運動プログラムを基本とし、利用者ごとに心身機能・生活機能の向上を図るサ

サービス提供をすること。

- ② 受注者は、利用者に週1回の通所型サービスを提供し、心身機能・生活機能の改善・向上を目指すとともに、市が実施する訪問型サービスと連携し、一体的なサービス提供に努めるものとする。
- ③ 通所に係る利用者の送迎を実施すること。利用者の安全を第一に考え、適切な送迎場所、送迎時間等の調整を利用者と密に行うこと。但し、利用者自ら通所する場合はこの限りではない。
- ④ 受注者は、市が実施する訪問型サービスCのリハビリテーション専門職と一緒に利用者の居宅を訪問し、心身機能・生活機能向上につながるような視点をもってアセスメント、評価を行う。それぞれのアセスメントに用いる様式は任意とする。
- ⑤ 受注者は、担当介護支援専門員等が作成した介護予防サービス計画書に基づき、その計画書に示されている目標に沿って、通所型サービスの計画書を作成する。なお、利用者が1クールで達成可能な目標及び概ね4週ごとの援助内容を設定し、一体的に実施できるよう作成すること。
- ⑥ 受注者は、サービス提供を開始する前に、利用者に対し、計画の内容、1クールで達成可能な目標、概ね4週ごとの援助内容、その他「通所型サービスC」に関する情報について十分に説明すること。
- ⑦ 受注者は、計画実施上の問題点があれば、担当介護支援専門員等と協議した上で計画を修正すること。
- ⑧ 受注者は、市が実施する訪問型サービスCのリハビリテーション専門職の参加を得て、利用者の目標の達成度と心身機能・生活機能について指定した様式を用いてモニタリングを概ね4週ごとに実施し、関係者間で情報を共有しなければならない。
- ⑨ 受注者は、市と協力し、この事業の効果検証を行うこと。
- ⑩ 受注者は、利用者がサービス利用中に負傷又は死亡事故、行方不明になったとき、自然災害、職員の不祥事、食中毒及び感染症が発生したときは、速やかに対応するとともに、通所型サービスC事故発生報告書を作成し、発注者へ報告すること。

なお、その後の事故に対する対応状況及び経過等については、通所型サービスC事故報告書を提出すること。

4 人員基準、設備基準

介護保険法に基づく事業所指定（下表参考）を受けている市内の事業所に委託するものとする。満たすべき基準としては以下のとおりとする。

対象事業種別	地域密着型通所介護、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション
人員基準	適切にサービスが提供でき、安全に事業が実施できる人員を配置する 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の有資格者から1名以上必置とする 利用者が10名未満の場合は人員2名以上（必置人員含む）とする 10名を超える場合は人員1名に対し、利用者5名以内の配置とする
設備	15名程度の利用者に適切にサービス提供でき、安全に事業が実施できる場所を確保する
運営基準	介護保険サービスを提供している時間帯に同一スペースでサービス提供をしないこと

5 サービス利用者の自己負担について

- (1) 利用者自己負担 無料

6 運営に関する留意事項

(1) 事業の実施について

- ア 事業開始前に必ず参加者の体調確認を行う。
- イ 安全かつ効果的にプログラムを実施、および指導する。
- ウ 安全に事業が実施できるように、適宜参加者の状況確認と声掛けを行う。
- エ 感染予防のため、感染予防計画を定め、実施する。

(2) 天候による事業の実施判断について

受注者は、台風や暴風警報発令などの悪天候時、事業実施により利用者に危険がおよぶ可能性がある場合は、本市と協議の上、判断すること。また事業中止をする場合は、利用者への連絡をすること。

(3) 再委託の禁止

受注者は、第三者に委託業務の一部または全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 管理者の選定

委託業務の執行に当たっては、受注者は、管理者を定めることにより責任の所在を明確にするものとする。

(5) 苦情処理

受注者は、委託業務の執行に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

(6) その他

本仕様に定めのない事項、または本業務に疑義が生じた場合は、本市と受注者がその都度協議を行いながら、当該事業の円滑な実施に努めるものとする。